

青森市立浪打中学校いじめ防止基本方針

(令和3年7月30日改訂)

青森市立浪打中学校いじめ防止基本方針

令和3年7月30日改訂

1 いじめの防止等に関する基本理念

(基本理念)

全ての児童生徒は、いじめを行ってはならない。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。(青森市いじめ防止基本方針より)

2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法より)

※1 法律に示されている「いじめ」とは、以下のような行為があげられるが、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けたとされる生徒の立場に立って行う。

- 冷やかしたりからかい、悪口やおどし文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずし、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- メールやインターネット等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

3 いじめの理解

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こりうるものである。また、誰もがいじめを受けた生徒にもいじめを行う生徒にもなりうるものである。
- (2) いじめは、いじめを受けた生徒にもいじめを行った生徒という二者関係だけでなく、学級や部活動等、所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

4 いじめの未然防止

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育や特別活動の充実を図る。特に、長期休業明けの道徳や学級活動等において、いじめの防止等に関わる価値項目や内容項目等を重点的に学習できるよう、年間計画に位置付ける。（8月、1月）
- (2) 生徒の居場所づくり、絆づくり（人間関係づくり）に向けて、ボランティア活動等、体験活動等の充実を図る。
- (3) 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携（健全育成協議会開催・その他行事への招待等）を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。

- (4) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他、必要な措置として、人権について考える作文やいじめを考える集会等を実施する。
- (5) 全ての生徒が授業に参加でき、授業を通して自己有用感を味わわせることができるよう、授業公開週間や道徳週間を通して、全ての教員がお互いの授業を参観し合い、授業改善に取り組む。年3回（5月、10月、1月）
- (6) 相談してみたい人リストの作成。生活ノートに貼る。※職員室にも保管
- (7) いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。（4月、12月、必要に応じて）
- (8) インターネットを利用して行われるいじめに対する対策
生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他の情報の特性を踏まえて、インターネットを利用して行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラルに関する研修会等を行う。（7月）

5 いじめの早期発見

- (1) いじめを早期に発見するため、在籍生徒に定期的な調査を実施する。
 - ・ 学校生活アンケート調査 ※毎月1回
 - ・ 心の健康度アンケート調査 ※長期休業中後半
 - ・ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査
- (2) いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- (3) 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり多様な相談窓口を整備する。
 - ・ スクールカウンセラーの活用
 - ・ 校内のいじめの相談窓口（いじめ防止推進教師）の設置
 - ・ 電話相談窓口やChromebookを活用した教育相談等の周知

6 いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止などに関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、いじめ防止推進教師（生徒指導主事）、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭（必要に応じてスクールカウンセラー、PTA会長等柔軟に）

【役割】

- ・ いじめ防止の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの疑いに係る情報があったときに緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・ 集められた情報を個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ・ いじめが解消に至るまで、いじめを受けた生徒の支援を継続するための支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。
- ・ 学校基本方針の策定や見直し、いじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。

【開催】

原則として、毎週月曜日にいじめ防止等対策委員会を開催する。

7 いじめへの対処

- (1) いじめを発見・通報があった場合は、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた生徒を守り通す。
- (2) いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。なお、成長支援の観点から、本人が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めて、指導する。
- (3) 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止等対策委員会に報告を行わないことは法に違反し得るので、必ず報告する。

(設置者への報告義務)

第23条 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(いじめ防止対策推進法より)

- (4) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (5) いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめに係る行為が、少なくとも3ヶ月止んでいること。
 - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。※ いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

8 重大事案への対処

いじめにより生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した場合、速やかにその旨を、青森市教育委員会を経由して市長に報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
※ いつ、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係、教職員がどのように対応したか等客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) いじめを受けたとされる生徒からの聴き取りが可能な場合は、十分に聴き取る。
※ 不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- (5) 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- (6) 調査による事実確認とともに、いじめを行った生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- (7) いじめを受けたとされる生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

9 学校評価における留意点

いじめ防止について、適正に自校の取組を評価するために以下の項目を学校評価の項目に加える。

- ◎ 「学校いじめ防止基本方針」改定内容等を広報するとともに、当方針に基づき、いじめの未然防止、組織的な認知・対応に努めている。